

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

上記審査請求人から令和 5 年 10 月 31 日付けで提起のあった霧島市情報公開条例（以下単に「条例」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく「公文書不開示決定」に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人の申立ての要旨は、霧島市長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 8 月 25 日付け健第 484 号により通知した「公文書不開示決定」（以下「本件処分①」という。）及び令和 5 年 10 月 17 日付け健第 580 号により通知した「公文書不開示決定」（以下「本件処分②」という。）の処分の取消しを求めるというものであって、その理由として、(1) のとおり主張した。

(1) 理由

別紙のとおり。

2 当庁の判断

- (1) 当庁は、条例第 17 条の規定により、令和 6 年 3 月 8 日に、本件審査請求について、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (2) 令和 6 年 11 月 21 日付け霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1 号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

『 1 論点

本件に係る論点について、審査請求人は審査請求書及び反論書において、

- (1) 本件処分①及び本件処分②は、条例第 24 条の 2 第 2 項の規定及び基本協定書の規定に違反しており、違法であること
- (2) 本件処分①及び本件処分②は、条例第 12 条の規定に違反していること
- (3) 本件処分②の理由について、処分庁事務担当課は、口頭で処理を行ったことか

ら、開示請求の対象となった公文書は存在していないとの説明を行ったが、これは、行政の文書事務の目的を根幹から覆すものであり、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされず、公正で透明な市政の推進を目的とする条例を蔑ろにする悪質な事務処理であること

- (4) 本件処分②について、医師会と〇〇〇〇が締結した契約は、基本協定書第6条及び地方自治法施行令第167条の2第1項に違反し違法であるから不適切であることは明白であり、不開示の理由になっていない。また、医師会は公益社団法人であり、億を超える金額の医療業務を毎年特命随意契約で〇〇〇〇と契約し続けていること自体が公益法人認可法違反であり、不透明かつ不適切であるといえ、適切な調査も行わずして処分庁が何ら問題ないと断言する根拠がないこと
- (5) 基本協定書第7条の定めにより、第三者への委託を確認しているとあるが、これは審査請求人が指摘するまで市は、この規定の存在も知らず後付けの苦し紛れの弁明であることは明白である。基本禁止されている第三者委託を、業務概要、個別の金額、入札執行方法も知らず、基本協定書で定めている承諾行為を行わずに「内容を確認している」から適切であるとの論理は無理筋であり、医師会の不正を黙認しているといわれかねないこと

を主張しているところ、当審査会は、処分庁が行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る処分庁の不作為に関し、実施機関が行った諮問に応じて、当該諮問に対する答申を行う機関であることから、処分庁が行った本件処分①及び本件処分②の妥当性を論点として審査を進めた。

2 本件処分の妥当性について

開示の対象となる公文書とは、条例第2条第2項において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

処分庁は、審査請求人が求める本件対象文書を保有しておらず、そのことについて特段の不整合等はないことから、本件対象文書を不開示とした処分庁の決定は妥当であるものと判断する。

なお、審査請求人は、条例第24条の2の規定を根拠として、本件対象文書を医師会から取得しないことが違法であると主張し、基本協定書に基づく医師会への調査を行わないことが不適切であると主張する。この点については、当審査会において判断できる内容ではないが、処分庁においては、条例の趣旨を踏まえ、指定管理者の情

報公開を推進するため、適切な指導に努めることが望ましい。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和6年12月23日

審査庁

霧島市長 中重 真一



上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和6年 月 日

審査庁

霧島市長 中重 真一



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙)

審査請求の理由

(1) ア 処分至る経緯

(ア) 令和4年10月1日付け文書を、審査請求人より市議会議員を介し中重真一霧島市長に親展扱いとして始良地区医師会(霧島市立医師会医療センター)の不適切な第三者委託について告発したが不作為的な行為を受けた。

(イ) 前号の不作為的な行為を受け霧島市に自浄能力が機能していないと判断したため、令和5年8月15日付け公文書開示請求及び令和5年10月4日付け公文書開示請求を行ったが、霧島市から令和5年8月25日付け健第484号の審査請求人に対する公文書不開示に関する処分及び令和5年10月17日付け健第580号の審査請求人に対する公文書不開示に関する処分を受けた。

(2) 霧島市はその理由を、文書の不保有及び不存在のためとしている。

(3) しかしながら、本件処分は、霧島市情報公開条例第24条の2第2項の規定及び、霧島市立医師会医療センターの管理運営に関する基本協定書(平成18年:第6条、平成23年:第6条、平成28年:第6条、)の規定に違反しており違法である。

また、当該公文書は霧島市立医師会医療センターが保存していることを審査請求人及び霧島市保健福祉部健康増進課は確認しているにも拘らず、霧島市情報公開条例第12条の規定に定める事案の移送に違反している。

更に、令和5年10月17日付け健第580号の審査請求人に対する公文書不開示に関する処分に対し、健康増進課〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇に面談(〇〇〇〇は電話)に真に公文書が存在しないのか質問したところ、令和5年8月25日付け健第484号の審査請求人に対する公文書不開示に関する処分(令和5年8月15日付け公文書開示請求)及び令和5年10月17日付け健第580号の審査請求人に対する公文書不開示に関する処分(令和5年10月4日付け公文書開示請求)に係る一切の公文書は口頭処理のみで事務を行ったため、不開示処分した文書は一切存在しない、本件は規則的な判断によらず個別の判断によりに文書処理を行わなかったとの返答があった(音声データあり)。これは、行政の文書事務の目的を根幹から覆すものであり、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされず、公正で透明な市政の推進を目的とする公文書公開条例を蔑ろにする悪質な事務処理である。

(4) 本件処分により、審査請求人の知る権利が侵害されている。

(5) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提訴した。